

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 業 度	・	・	法人名	()
連 結 年 度	・	・		

別表三の二付表二 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分

連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算					
連 結 個 別 留 保 税 額 (8) + (9) + (10)	1	円	連 結 留 保 税 額 (別表三の二「8」)	3	円
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 留 保 税 額 の 合 計 額 (各連結法人の(1)の合計額)	2		連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4	
連 結 個 別 留 保 税 額 の 計 算					
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 (23)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$)のいずれか少ない金額	5	円	(5) の 10 % 相 当 額	8	円
年 3,000 万 円 相 当 額 を 超 え 年 1 億 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((23) - (5))又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$ - (5))のいずれか少ない金額	6		(6) の 15 % 相 当 額	9	
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (23) - (5) - (6)	7		(7) の 20 % 相 当 額	10	
基 準 個 別 留 保 金 額 の 計 算					
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 の 計 算	個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「54の②」)	11	住 民 税 額 別表一の二「5」+「7」及び「10の外書」のうち帰せられる金額 個 別 所 得 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額 連結親法人が中小連結親法人以外の場合 (24) + (25) - (別表一の二「12」のうち帰せられる金額) - 別表六の二(二)付表「18」 - 別表六の二(十)「19」 - 別表六の二(十一)「10」 - 別表六の二(十二)「19」 - 別表六の二(十三)「20」 - 別表六の二(二十)「19」 - 別表六の二(二十一)「20」 - 別表六の二(二十五)「25」 - 別表六の二(二十六)「11」) 連結親法人が中小連結親法人の場合 ((24) + (25) - (別表一の二「12」のうち帰せられる金額) - 別表六の二(二)付表「18」 - 別表六の二(六)付表「17」 - 別表六の二(七)付表「11」 - 別表六の二(八)付表「6」 - 別表六の二(十)「19」 - 別表六の二(十一)「10」 - 別表六の二(十二)「19」 - 別表六の二(十三)「20」 - 別表六の二(十六)「12」 - 別表六の二(十七)「11」 - (別表六の二(十八)付表三「12」 + 「15」) - 別表六の二(二十)「19」 - 別表六の二(二十一)「20」 - 別表六の二(二十二)付表「6」 - 別表六の二(二十三)付表「6」 - 別表六の二(二十四)「16」 - 別表六の二(二十五)「25」 - 別表六の二(二十六)「11」) 住 民 税 額 ((24)又は(26)又は(27))のいずれか多い金額) × (16.3%又は10.4%) 特 定 寄 附 金 を 支 出 し た 場 合 特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額) × 20% ((26)又は(27)) + (別表一の二「12」のうち帰せられる金額) + (別表六の二(二)付表「18」) 調整個別帰属地方税額に係る控除額 ((24)又は(30)のいずれか多い金額) × (16.3%又は10.4%) 住 民 税 額 から 控 除 さ れ る 金 額 (29)又は(31)のいずれか少ない金額	24	円
	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額	12		25	
	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額	13		26	
	前 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(15))	14		27	
	当 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。)	15		28	
	連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 が ない も の と し た 場 合 に 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 減 少 額 と し て 帰 せ ら れ る 金 額	16		29	
	連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 が ない も の と し た 場 合 に 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 と し て 帰 せ ら れ る 金 額	17		30	
	住 民 税 額 (33)	18		31	
	外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三の十二)「9」)	19		32	
	法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 等 の 合 計 額 (17) + (18) - (19) (マイナスの場合は0)	20		33	
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (11) + (14) - (15) + (16) - (20)	21				
留 保 控 除 個 別 帰 属 額 (別表三の二付表三「10」若しくは「34」又は0)	22				
基 準 個 別 留 保 金 額 (21) - (22)	23				